

平成 30 年 8 月 29 日
内閣府地方創生推進事務局

都市再生緊急整備地域の候補となる地域（候補地域）の公表について

関係自治体の意向等を踏まえ、必要に応じて早期に都市再生緊急整備地域^{※1}の候補となる地域を公表し、民間投資の一層の喚起や都市再生の質の向上を図ることを目的とする「候補地域の設定」が、本年7月に、都市再生基本方針に位置付けられました^{※2}。

今回、新たに下記の地域を候補地域として公表します。

- ・ 新大阪駅周辺地域（大阪市）

今後、当該地域において、都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」^{※3}も活用しつつ、関係者による議論の充実、スケジュールの共有、地域金融機関との連携、民間への提案機会の提供、魅力的な案件の形成等を推進してまいります。（添付資料1参照）

【問合せ先】

○候補地域の取組み全体について

内閣府 地方創生推進事務局

植村、岩田（03-6206-6174）

○地域について

大阪府住宅まちづくり部都市空間創造室

進士、吉崎（06-6210-9327）

大阪市都市計画局計画部都市計画課

西江、小田（06-6208-7870）

<添付資料1> 都市再生緊急整備地域の候補となる地域について

<添付資料2> 都市再生緊急整備地域一覧

※1 都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、現在全国で53地域、8,592haが政令により指定されており、都市計画や金融・税制等の支援措置等が講じられることにより、各地域において、民間の活力を中心とした都市の再生が推進されています。（添付資料2参照）

※2 平成29年12月から候補地域の取組みを試行。

※3 「i-都市再生」は、FinTechの発達等投資環境が大きく変化する中で、情報通信分野の技術革新に対応して都市再生への投資を呼び込むため、交通や土地利用等の都市活動に関する地理情報や都市再生のプラン等をインターネット上の地理空間でわかりやすく可視化する情報基盤として、現在当事務局において構築に向けた検討を進めているものです。

「i-都市再生」PR動画は以下のURLよりご確認ください。

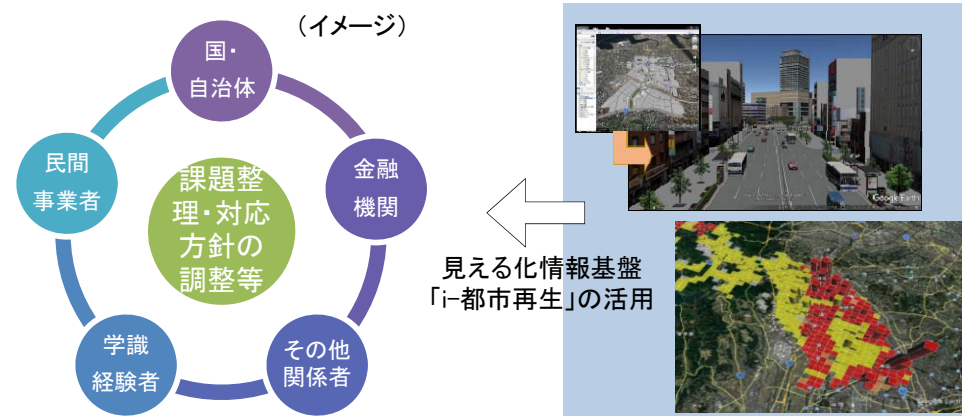
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg17495.html>

取組みの概要

都市再生緊急整備地域の候補となる地域（以下、候補地域という。）について、関係自治体の意向等を踏まえ、必要に応じて早期に公表し、関係者による議論の充実、スケジュールの共有、地域金融機関との連携、民間への提案機会の提供、魅力的な案件の形成等、民間投資の一層の喚起や都市再生の質の向上を図る取組みを実施（H29.12～試行、H30.7～本格実施）

候補地域での検討内容

- ・ 候補地域として早期公表したうえで、国・自治体等の関係者における議論の場（「（仮称）準備協議会」）を設定し次の事項を検討
 1. 都市再生緊急整備地域として政令指定すべきエリア（素案）
 2. 都市再生の目標・方針となる地域整備方針（素案）
 3. その他都市再生の質の向上と民間投資の呼び込みに必要な事項
- ・ 関係者間での議論、検討にあたっては、現在構築を進めている都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」も活用



【（仮称）準備協議会の活動イメージとその効果】

国・自治体に学識経験者、民間事業者、金融機関等の幅広い関係者を加えた「産学官金」による「早期」・「オープンな議論」により「知恵を結集」することで、以下のような効果を目指す。

※望ましい形として記載しているが、メンバー構成や情報の公開方法等については、地域の状況を踏まえて、柔軟に設定

地域の現状と課題	効果
・ 地域のプロモーション（投資の呼び込み）不足	情報発信
・ 同エリア内のプロジェクトの内容や進捗状況が分からない ・ 地方公共団体の事業や保有施設、土地等の再利用予定等が分からない ・ 官民のキーマンの連携体制ができていない	官民対話
・ インパクトのあるアイデアを民間から提案する機会がない、時期が遅い、数が少ない	投資喚起
・ 地権者や住民など意識醸成が十分ではない	気運向上
・ 複合施設化や収益性改善がなされない	案件形成

都市再生緊急整備地域一覽

添付資料2

